

説 明 資 料

（納税環境の整備）

－ 資料情報・公示等 －

目 次

・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）－公示制度－	1
・ 公示制度一覧	2
・ 所得税の公示対象人員の推移	3
・ 所得税の公示制度等の各国比較	4
・ 米・英における第三者通報制度の概要	5
・ 納税者の信頼確保に向けた基盤整備	6
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）－納税者の信頼確保に向けた基盤整備－	7
・ わが国税制の現状と課題（抄）－税務行政を支える制度－	9
・ 主要国における税務行政を支える諸制度の比較	11
・ 最近における適正な申告水準の維持向上策	12
・ 主要国における法定資料制度等の比較	14
・ 主要国における法定資料の概要	15
・ 主要諸外国における資料情報制度の仕組み	17
・ 法定資料の種類	18
・ 資料情報を巡る日米の税制度の比較	19
・ 主要国の所得税の課税方式と立証責任の所在	20

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
〔税制調査会〕

第二 個別税目の改革

六 納税者の信頼確保に向けた基盤整備

3. 公示制度

現在、所得税、法人税、相続税等について設けられている公示制度は、主として第三者による監視という牽制的効果を狙うものとして、昭和25年に導入された。所得税については昭和58年に高額納税者への顕彰の趣旨も兼ねて所得公示方式から税額公示方式に変更されている。同制度については、所期の目的外に利用されている面があるなど個人のプライバシーへの配慮の観点からは問題なしとしない。その一方、制度変更により、国民一般から見て申告納税制度の信頼度が低下することは好ましくない。公示制度の存廃については、高額納税者が社会的に評価されることの重要性を踏まえつつ、これに代わる制度を含め、今日的視点から検討する必要がある。

公 示 制 度 一 覧

	所得税	法人税	相続税・贈与税
根拠条文	所得税法 233条 施行規則 106条	法人税法 152条 施行規則 68条	相続税法 49条
公示要件	税額 1,000万円超	所得 4,000万円超 (2,000万円超)	(相続税) 課税価格 2億円超 遺産総額 5億円超 (贈与税) 課税価格 4,000万円超
公示事項	① 氏名 ② 住所 ③ 所得税の額	① 法人の名称 ② 納税地 ③ 代表者の氏名 ④ 所得金額 ⑤ 事業年度の開始及び終了の日	① 氏名 ② 納税地 ③ 課税価格
公示期間	翌年の5月16日～5月31日	申告書の提出があった日から3か月以内に、少なくとも1月間	申告書の提出があった日から4か月以内に、少なくとも1月間
公示方法	税務署の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示	税務署の掲示場に掲示	規定なし
公示対象となる申告書の種類等	翌年の3月31日までに提出された確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書	確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書	期限内申告書、期限後申告書、修正申告書
申告期限	翌年の2月16日～3月15日	事業年度終了の日の翌日から2月以内	(相続税) 相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内 (贈与税) 翌年の2月1日～3月15日

(注)1. 法人税の()書きは、事業年度が6月以下の場合である。

2. 相続税の課税価格とは各相続人の課税価格であり、遺産総額とは被相続人の財産の価額から債務の金額を控除した後の金額である。

所得税の公示対象人員の推移

	公 示 限 度 額	納 税 人 員	公 示 合	
			対 象 人 員	割
25	} 所得50万円超	4,318,059 人	89,628 人	2.1 %
26		3,489,848	148,641	4.3
27	} 所得100万円超	2,916,907	33,622	1.2
28		2,169,356	42,142	1.9
29		2,219,606	44,724	2.0
30		2,383,113	49,758	2.1
31		2,172,367	68,495	3.2
32	} 所得200万円超	2,183,839	24,640	1.1
33		2,120,232	28,839	1.4
34		1,970,195	41,470	2.0
35		2,150,581	66,398	3.1
36		2,084,858	106,557	5.1
37		2,312,374	146,366	6.3
38	} 所得500万円超	2,582,460	29,980	1.2
39		2,844,794	37,588	1.3
40		2,919,591	41,027	1.4
41		3,240,693	51,980	1.6
42		3,634,796	70,232	1.9
43		3,916,781	93,902	2.4
44		4,201,309	165,128	3.9
45	} 所得1,000万円超	4,465,783	77,970	1.7
46		4,452,946	125,934	2.8
47		4,896,085	143,793	2.9
48		5,682,810	247,747	4.4
49		4,988,439	154,458	3.1
50		4,623,720	189,867	4.1
51		4,939,700	194,865	3.9
52		5,050,249	233,245	4.6
53		5,367,908	277,492	5.2
54		5,715,926	377,092	5.9
55		5,942,099	383,870	6.5
56		6,170,506	406,796	6.6
57		6,579,497	440,522	6.7
58	} 税額1,000万円超	6,998,199	66,000	0.9
59		7,129,463	68,000	1.0
60		7,372,229	75,000	1.0
61		7,695,293	88,000	1.1
62		7,707,308	111,000	1.4
63		7,797,019	111,600	1.4
元		7,965,871	141,000	1.8
2		8,547,375	172,000	2.0
3		8,562,552	175,000	2.0
4		8,577,661	125,000	1.5
5		8,428,477	128,000	1.5
6		8,223,171	96,000	1.2
7		8,020,634	95,000	1.2
8		8,239,858	99,000	1.2
9		8,271,709	94,000	1.1
10		6,224,254	85,000	1.4
11		7,400,607	75,000	1.0
12		7,273,506	80,000	1.1
13		7,076,549	80,000	1.1

(注) 昭和25年分～57年分の公示対象人員は、国税庁統計年報書の申告所得金額階級別表による。なお、昭和58年分～平成13年分までは、税額基準に変更されたことから記者発表の人員による。

所得税の公示制度等の各国比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
公 示 制 度	あり	なし	なし	なし	あり
主 体	各税務署				各国税局(県単位)
公 示 対 象	管内の高額納税者				管内の全ての納税者
公 示 内 容 (氏名・住所除く)	税額				所得金額及び税額
公 示 方 法	リストの掲示 (5月16日～5月31日の 期間のみ)				リストの閲覧 (リストを閲覧できるの は管内の納税者に限 定、閲覧者は閲覧内容 を公表してはならない)
第 三 者 通 報 制 度	なし (昭和29年に廃止)	あり	あり	なし	なし
申 告 書 閲 覧 制 度	なし (昭和25年に廃止)	なし	なし	なし	なし (リストの閲覧)

米・英における第三者通報制度の概要

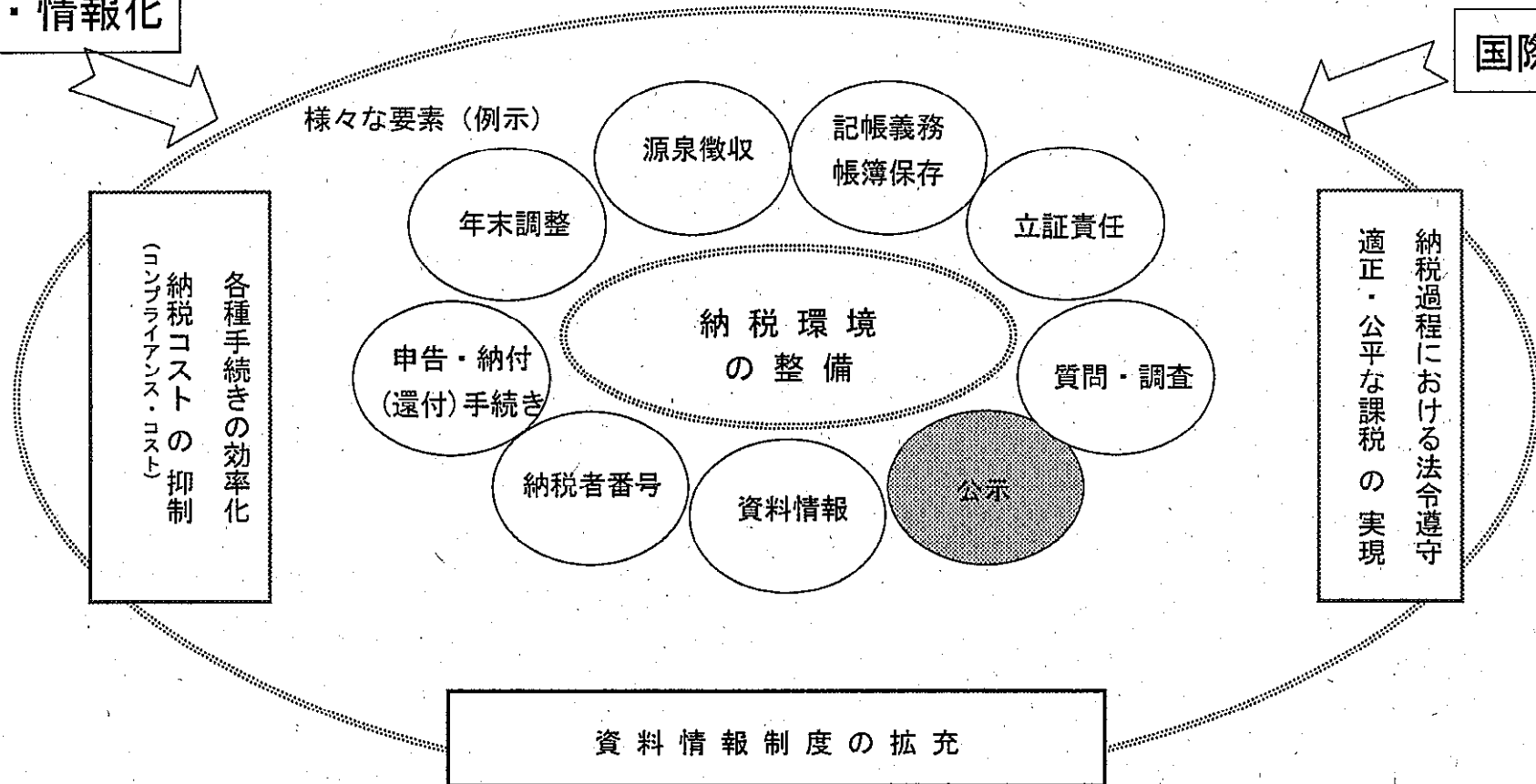
	米 国	英 国
報奨金対象者	- 内国歳入庁長官等に以下の情報を提供し、申請書を提出した者 ① 税金の過少支払いの摘発に役立つ情報 ② 内国歳入法の規定に違反する者の摘発及び裁判で有罪に導くために役立つ情報	内国歳入に関する諸法律の違反を内国歳入庁長官等に通報した者及び罰金や罰則の適用に協力した者。
報奨金の額	報奨金は、当該情報により新たに徴収された追徴課税額や罰金等のうち、15%を超えない範囲で支払われる。	50 ポンドを超える報奨金を支払う場合には、大蔵省の同意が必要とされている。
税務当局の裁量の有無	- 報奨金の有無及び額の決定については、内国歳入庁(支分部局の長を含む)の裁量による。 - なお、当該決定を事前に拘束するような、提案及び約束を行うことは認められない。	- 内国歳入庁長官等の裁量による。 - なお、報奨金の支払いについて、長官等の裁量が働くように、事前に約することは認められない。

納税者の信頼確保に向けた基盤整備

タックス・コンプライアンス (Tax Compliance : 税制への信頼と納税過程における法令遵守)

電子化・情報化

国際化



課税の公平・適正化 + 納税者意識の向上

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
税制調査会

第二 個別税目の改革

六 納税者の信頼確保に向けた基盤整備

あるべき税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革に取り組んでいくに当たっては、税制及び税務行政に対する納税者の信頼を確保していくことが不可欠である。このため、納税者が円滑に申告・納税できるような環境を積極的に整備するとともに、適正・公平な課税を実現できるような税務執行体制を整備していく必要がある。こうした考え方に立って、制度、執行の両面において、以下のような取組みを推進していくことが重要である。

1. 納税者番号制度

近年における経済取引の国際化や情報化・電子化の急速な進展に見られるように、納税者番号制度を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした状況を受けて、国民の意識についても変化の兆しが見られる。

納税者番号制度については、制度の意義やその具体的活用の仕方、プライバシー保護の問題など様々な論点が残されているが、その導入に向け、具体的な成案を得るべく早急に検討を開始する。

2. 源泉徴収・年末調整

所得税は、納税者自らが税額を確定して自主的に申告・納付する申告納税制度を基本としている。給与等に係る税額の納付については、源泉徴収及び年末調整が実施されている。年末調整では政策的な控除をも含めて税額の精算が行われるため、一般の給与所得者は基本的に確定申告を要しない。

源泉徴収及び年末調整は、適正かつ確実な課税の担保、納税者の手続きの簡便化等の観点から今後とも基本的に存置させるべきである。しかし、給与所得者が自ら確定申告を行うことは、社会共通の費用を分かち合っていく意識を高める観点から見れば重要である。電子申告をはじめとする申告手続簡便化の環境整備など、税務執行面にも配慮しつつ、これを拡充する方策について引き続き検討する必要がある。

3. 公示制度

現在、所得税、法人税、相続税等について設けられている公示制度は、主として第三者による監視という牽制的効果を狙うものとして、昭和 25 年に導入された。所得税については昭和 58 年に高額納税者への顕彰の趣旨も兼ねて所得公示方式から税額公示方式に変更されている。同制度については、所期の目的外に利用されている面があるなど個人のプライバシーへの配慮の観点からは問題なしとしない。その一方、制度変更により、国民一般から見て申告納税制度の信頼度が低下することは好ましくない。公示制度の存廃については、高額納税者が社会的に評価されることの重要性を踏まえつつ、これに代わる制度を含め、今日的視点から検討する必要がある。

4. その他

- (1) 情報化・電子化を活用して納税者利便の向上等を図る観点から、現在の書面による手続に加え、インターネットを通じて自宅等に居ながら税務手続を可能とする電子申告や電子納税について、セキュリティの確保等に留意しつつ、円滑な導入を図ることが必要である。
- (2) 適正・公平な課税を実現する環境整備の一環として、国際化、情報化など経済社会の構造変化に対応し、国民の理解と協力を得て、資料情報制度の拡充を図っていくことが重要である。
- (3) 納税者の信頼確保のため、税務の執行面においても、分かりやすい広報の推進、事前相談を含む納税相談への迅速・的確な対応、調査・指導の的確な実施など、納税環境の整備及び適正・公平な税務行政の推進に取り組んでいくことが重要である。

わが国税制の現状と課題（抄）

— 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

〔平成12年7月
税制調査会〕

第二 個別税目の現状と課題

六 その他の諸課題

4. 税務行政

（3）税務行政を支える制度

申告納税制度を中心とするわが国の税制の下では、納税者が記録及び記帳に基づいて自ら適正な申告を行うことが制度運営の根幹となります。

税務行政は、このように基本的には納税者の記録及び記帳に支えられていますが、申告水準の維持向上を図り、適正・公平な課税を実現していくためには、税務訴訟における立証責任のあり方や資料情報制度のあり方などについても、税務行政を取り巻く環境の変化などを踏まえつつ検討していく必要があります。

① 立証責任

税務訴訟における立証責任については、憲法上の納税義務を背景とした申告納税制度の下では、納税者が納税義務を適正に履行している旨を自ら証明する責務を負っているとの考え方があります。また、納税者の方が税務当局よりも所得に関する情報と証拠を十分に有していることや、課税処分は大量・反復的に行われるものであることを考慮し、主要諸外国のように、一般的に納税者に立証責任を課すこと又は納税者に必要経費や損金その他自己に有利な事実について立証責任を課すことを制度化してはどうかという意見があります。

これについては、わが国のように税務訴訟を通常の裁判所が管轄しており、また、民事訴訟法や行政事件訴訟法においても立証責任について特別の規定がないという状況の下で、行政訴訟の中で税務訴訟にのみ立証責任に関する明文の規定を設けることが適当かどうかという問題があります。また、所得の存在が不明のときに納税者に不利益を負わせることには慎重でなければなりません。

さらに、近年の税務訴訟においては、例えば、納税者が更正時には存在しない資料などにに基づき必要経費を主張するときは、納税者が必要経費に該当することを合理的に推認させるに足る程度の具体的立証を行わない限り、経費に該当しないと事実上の推定が働くといった内容の裁判例が出ており、このような納税者に一定の立証を求める裁判例が判例として定着していくか否かについて見守っていくことも必要です。

こうした点を勘案すれば、税務訴訟における立証責任の問題については、諸外国の例や裁判例の今後の展開をも見ながら、そのあり方について検討していくことが適当です。いずれにしても、現在のように税務当局が一般的に立証責任を負う下では、適正・公平な課税を実現するための環境整備の一環として、立証責任を果たせるだけの十分な資料を収集できるような環境が整備される必要があります。

② 資料情報制度

税務当局が各種の手段で収集する資料は、納税者の申告が適正なものであるかどうかを確認するための重要な手がかりとなるものであり、資料情報制度は適正・公平な課税を実現する上で不可欠な役割を担っています。

わが国の資料情報制度は、各税法において各種のものが規定されていますが、近年では平成 10 年 4 月から施行された外為法の改正に併せ、一定額以上の国外送金等についての調書の提出制度が整備されています。

当調査会としては、昭和 58 年 11 月の答申（「今後の税制のあり方についての答申」）において、資料情報制度に関し、一般的な資料収集目的のための協力制度及び官公署等の協力制度について指摘しました。前者については、従来から関係者の任意の協力に基づいて行われてきた一般的な資料収集の根拠規定を設けるといいますが、未だその制度化は図られていません。今後、関係者との協力関係の進展や定着状況を見極める必要があります。また、後者については、昭和 59 年に官公署等の協力制度が設けられましたが、必ずしも実効性があがっていないとの指摘もあります。行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行など行政情報公開への対応が進展している中で、経済取引に関する資料などを秘匿する理由はなくなりつつあると考えられます。こうしたことを踏まえ、今後、この制度を強化することが適当と考えます。

さらに、国際化や高度情報化の進展に伴い、資料情報の収集がより困難になってきている面がありますが、こうした新たな状況においても適正・公平な課税に必要な資料情報の収集が可能となるよう、制度の不断の見直しが重要です。

資料情報制度は、税制そのものを構成する極めて重要な要素です。したがって、今後の税制のあり方の検討と併せ、諸外国の諸制度をも勘案しつつ、国民の理解と協力を求めてその拡充を図ることが必要と考えます。

主要国における税務行政を支える諸制度の比較(国税)

未定稿

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
納税者番号		なし	あり	なし	なし	なし (氏名・住所・生年月日、出生地等で名寄せ)
法定資料 (注1)		源泉分離課税とされる 利子等に係る調書は 提出不要	網羅的な法定資料制度	税務上、税務当局に資料 提出要求権あり	税法上、税務当局が金融 機関に対し不特定の納税 者に関する資料の提出を 求めることは不可	網羅的な法定資料制度
公示制度		あり	なし	なし	なし	あり
第三者通報制度		なし (昭和29年に廃止)	あり	あり	なし	なし
申告書閲覧制度		なし (昭和25年に廃止)	なし	なし	なし	なし(リストの閲覧)
立証責任		課税庁側	納税者側	納税者側	一般的に納税者の収入に ついては課税庁側、経費 等については納税者側	課税庁側
賦課権の 除斥期間 (注2)	単純過少	3年	3年	5年	4年	3年
	脱税	7年	無制限	20年	10年	3年
税額の確定方式(所得税)		申告納税	申告納税	申告納税 賦課課税 選択	賦課課税	賦課課税
	主な源泉徴収 の対象	利子 配当 給与	給与	利子 給与	利子 配当 給与	利子(選択)
	給与所得の 年末調整等	あり (原則としてその年最後に 給与等の支払をする時)	なし	あり	あり	—

(注1) 納税者の国内・外の保有資産に関する法定資料制度につき記載。

(注2) 所得税についての賦課権の除斥期間につき記載。

各国とも原則的な期間をあげており、過少申告や過失の程度等により例外が認められる場合がある。

最近における適正な申告水準の維持向上策

項 目	措 置 の 概 要
1 記帳、記録保存関係 (1) 記帳義務 (昭和59年創設) (2) 記録保存義務 (昭和59年創設) 2 資料収集 (1) 総収入金額報告書 〔昭和59年創設〕 〔昭和62年改正〕 (2) 収支内訳書 (昭和59年創設) (3) 公益法人等の収支計算書 〔平成8年創設〕 〔平成9年改正〕	その年において事業所得等（事業所得、不動産所得又は山林所得をいう。）を生ずべき業務を行う白色申告者でその年の前々年又は前年分のこれらの所得の金額の合計額が300万円を超えるもの及び白色申告法人は、取引に関し簡易な記帳をしなければならない。 その年において事業所得等を生ずべき業務を行う白色申告者でその年の前々年又は前年分の確定申告書又は総収入金額報告書を提出しているもの及び白色申告法人は、その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した帳簿書類を保存しなければならない。 その年において事業所得等を生ずべき業務を行う者で、その年のこれらの所得に係る総収入金額の合計額が、3,000万円（創設時 5,000万円）を超えるものは、確定申告書を提出した場合を除き、その合計額等を記載した総収入金額報告書を翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければならない。 その年において事業所得等を生ずべき業務を行う白色申告者が提出する確定申告書には、これらの所得に係る総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を添付しなければならない。 収益事業を営まない公益法人等についても、小規模法人（年間収入 8,000万円以下の法人）を除き、収支計算書を所轄税務署長に提出しなければならない。

項 目	措 置 の 概 要
(4) 国外送金等の調書 (平成9年創設)	金融機関等は、取り扱った顧客の国外送金等のうち送金金額が200万円を超えるものについて、その顧客の送金金額等を記載した調書を税務署長に提出しなければならない。
(5) 官公署等の協力制度 〔昭和59年創設〕 〔昭和63年等拡充〕	税務職員は、所得税、法人税、相続税若しくは贈与税、地価税又は消費税に関する調査について必要があるときは、官公署等に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。
3 不適正申告に対する措置	
(1) 過少申告加算税 (昭和59年改正)	一律5%から5%及び10%（期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分）の二段階制に改正
(2) 各種加算税 (昭和62年改正)	過少申告加算税及び無申告加算税（自主申告に係るものを除く。）並びにこれらに代えて課す重加算税の割合を5%引上げ
(3) 脱税に係る罰則 (昭和56年改正)	脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間を3年から5年に強化・延長
(4) 更正決定の期間制限 (昭和56年改正)	脱税の場合の更正決定の期間制限を5年から7年に延長
4 立証責任 (昭和59年改正)	国税通則法第116条（原告が行うべき証拠の申出）の改正で対処

（注）上記1及び2（(4)を除く）については、罰則は設けられていない。2(4)の国外送金等の調書の提出義務に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられる。

主要国における法定資料制度等の比較(概要)

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
納税者の国内・外の 保有資産に関する法 定資料制度	源泉分離課税とされ る利子等に係る調書 は提出不要 (例) ・金融機関は、利子 の支払いに関する 調書を提出 →個人分等につい ては提出不要	網羅的な法定資料制 度 (例) ・金融機関は、利子 支払、預入払出、割 引債発行等を含め 網羅的な法定資料 の提出義務 ・証券業者は証券の 売却代金の支払に つき法定資料の提 出義務	税法上、税務当局に 資料提出要求権限あ り。 (例) ・銀行等の利子支払 者は、利子の支払 いに関する資料を 提出。 ・証券業者は取引に 関する資料を提出。	税法上、税務当局が 金融機関に対し不特 定の納税者に関する 資料の提出を求める ことは不可。 (注) 1991年6月連邦憲 法裁判所の違憲判 決において、この 規定が利子所得等 の効果的な調査を 妨げている旨指 摘。	網羅的な法定資料制 度 (例) ・金融機関は、口座 開設・利子支払等 について網羅的な 法定資料の提出義 務。 ・証券業者は証券の 売却代金の支払に つき法定資料の提 出義務。
納税者番号制度	な し	あ り	な し	な し	な し (氏名、住所、生年月 日、出生地等で名寄 せ)

主 要 国 に お け る 法 定 資 料 の 概 要 (未 定 稿)

		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ (注 15)	フ ラ ン ス
法定資料の収集枚数		約 8.7 千万枚 (2000 年)	約 13.4 億枚 (2000 年)	N.A.	—	N.A.
磁気テープ提出割合		約 5 割 (2000 年)	約 97% (2000 年)	N.A.	—	N.A.
法定資料の有無	フ ロ ー 	給与受取	○	△(注 8)	×	○
		預貯金利子受取	△(注 1)	△(注 9)	×	○
		株式				
		(配当受取)	○	△(注 10)	×	○
		(譲渡)	△(注 2)	△(注 11)	×	○
		公社債				
		(利子受取)	△(注 1)	△(注 9)	×	○
		(譲渡)	△(注 3)	△(注 11)	×	○
	ス ト ツ ク	不動産譲渡	○	△(注 12)	×	×
		海外送金	○(注 4)	×	×	○(注 16)
		預貯金				
		(口座開設)	×	△(注 6)	×	○
		(保有)	×	×	×	×
		株式保有	×	△(注 13)	×	×
		公社債保有	×	△(注 13)	×	×
		不動産保有	×	×	×	×
		貴金属保有	×	×	×	×
		海外資産保有	×	△(注 7)	×	△(注 17)

(備考)「法定調書の有無」欄については、個人を対象とするものに限る。

- 日
- (注1) 個人の預貯金、普通預金、通常郵便貯金、公社債等の利子の場合等、不要。
 - (注2) 源泉分離課税を選択した場合等、不要。
 - (注3) 新株予約権付社債等につき、必要。
 - (注4) 200万円を超える国外送金等につき、銀行等から当局に調書を提出。
- 米
- (注5) 金融機関は、国内外を問わず、1万ドル超の預金の預入、引出し、通貨両替、その他の支払い又は移転に関する報告義務がある。また、金融機関は、国内外を問わず、3,000ドル以上の送金について記録保存義務があり、かつ、財務省の求めに応じて開示する義務がある。この他、1回につき1万ドル超の現金、小切手、マネーオーダー等による国際的資金移動に関する報告については、送金者、受領者、旅行者が報告する義務を負う。
 - (注6) 銀行は、預金口座等について、開設日から30日以内に、顧客の納税者番号を確認して記録・保存しなければならない。
 - (注7) 国外に銀行口座、証券口座等を有し、その総額が1万ドル超の者は、口座情報等を報告する義務がある。
 - (注8) 当局は、雇用主に対し、従業員に関する資料を提出させる権限を有する。
 - (注9) 当局は、利子の支払者に対し、利子を受け取った者の氏名、住所、利子の金額、生年月日等が記載された資料を提出させる権限を有する。
 - (注10) 当局は、配当等の受取人が株式等の名義人ではない場合又は無記名の株式等の場合、配当等の実質受益者に係る資料を提出させる権限を有する。
- 英
- (注11) 当局は、証券取引所の会員に対し、取引の当事者、取引の内容、譲渡価額等が記載された資料を提出させる権限を有する。
 - (注12) 当局は、土地取引に係る資料を提出させる権限を有する。
 - (注13) 当局は、株式、社債等の有価証券を発行している法人に対し、有価証券の所持者の氏名を記載した登録簿の写しを提出させる権限を有する。
 - (注14) 当局は、国外の同族会社の持分を所有する者に対し、当該同族会社の資産等に係る資料を提出させる権限を有する。また、海外への資産移転による租税回避を防ぐため、当局は、あらゆる者に対して、関連資料を提出させる権限(国外の同族会社の設立又は管理等に関連して、銀行等に対し、顧客の代理人として行った取引に係る資料を提出させる権限を含む。)を有する。
- 独
- (注15) ドイツには、法定資料制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務等がある。
- 仏
- (注16) 金融機関は、国内と国外との間の資金移動についての記録保存義務があり、かつ、税務当局の求めに応じて開示する義務がある。
 - (注17) 国外に金融機関の口座を開設、閉鎖、又は保有する者は、口座情報等を報告する義務がある。

主要諸外国における資料情報制度の仕組み(未定稿)

1. アメリカ・フランス

(国内の資料情報制度)

- ・ 銀行口座等の所在について網羅的な法定資料制度が整備されている。

(海外関係の資料情報制度)

- ・ 海外銀行口座等につき口座保有者は報告する義務がある。
- ・ 海外送金等につき銀行等は記録等を保存する義務がある。
- ・ 税務当局は、銀行等の保存する海外送金等の記録等について、その範囲を指定して提出することを命ずることができる。

2. イギリス

(国内の資料情報制度)

- ・ 税務当局から資料提出要求があった場合、銀行等の利子支払者は利子を受け取った者の氏名、住所、利子の金額、生年月日等が記載された資料を提出しなければならない。

(海外関係の資料情報制度)

- ・ 税務当局は、国外の同族会社の持分を所有する者に対し、当該同族会社の資産等に係る資料を提出させる権限を有する。また、海外への資産移転による租税回避を防ぐため、税務当局はあらゆる者に対して、関連資料を提出させる権限(国外の同族会社の設立又は管理等に関連して、銀行等に対し、顧客の代理人として行った取引に係る資料を提出させる権限を含む。)を有する。

3. ドイツ

租税通則法上、税務当局が金融機関に対し、不特定の納税者に関する資料の提出を求めることはできない。

(1991 年連邦憲法裁判所判決)

利子の源泉徴収制度廃止後の、利子所得が適正に課税されていない状況が憲法違反の状態にある旨判示。さらに、税務当局が金融機関に対し、不特定の納税者に関する資料の提供を求めることはできないと定める租税通則法の規定は、利子所得等の効果的な調査を妨げている旨の指摘がなされた。



この判決を受けて、1993 年に利子に対する源泉徴収制度が復活。

法定資料の種類

【所得課税に関するもの】

I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 投資信託又は特定目的信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 自己の株式の取得等の場合の支払調書
- 8 名義人受領の利子所得の調書
- 9 名義人受領の配当所得の調書

II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 10 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 11 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 12 交付金銭等の支払調書
- 13 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 14 特定新株予約権の付与に関する調書
- 15 特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書
- 16 新株予約権の行使に関する調書
- 17 特定短期国債等の譲渡対価の支払調書
- 18 特定口座年間取引報告書（住民税：上場株式等取引報告書）
- 19 商品先物取引に関する調書

III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 20 定期積金の給付補てん金等の支払調書
- 21 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 22 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 23 生命保険契約等の年金の支払調書
- 24 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 25 損害保険契約等の年金の支払調書
- 26 無記名割引債の償還金の支払調書
- 27 特定短期国債等の償還金の支払証書

(注)

○・・・個人に支払うものは提出不要のもの

IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 28 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 29 損害保険代理報酬の支払調書
- 30 不動産の使用料等の支払調書
- 31 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 32 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 33 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 34 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

V 非居住者等に関するもの

- 35 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 36 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 41 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

VI その他

- 42 信託の計算書

VII 納税義務者本人から提出されるもの

- 43 収支内訳書
- 44 事業所得等に係る総収入金額報告書
- 45 財産債務明細書

【資産課税に関するもの】

- 1 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 2 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
- 3 退職手当金等受給者別支払調書
- 4 信託に関する受益者別（委託者別）調書

【その他】

- 1 国外送金等調書

資料情報を巡る日米の税制度の比較

(未定稿)

	日 本	ア メ リ カ
納税者番号制度	な し	あ り
法 定 資 料	○ 利子(=源泉分離課税、個人分)等について支払調書提出免除。 ⇒ 大半の銀行口座に関する資料情報はなし (注) 原則=利子(法人分)、配当、報酬・料金、不動産使用料等の支払調書、給与・公的年金等の源泉徴収票について国税当局への提出義務。 ○ 海外銀行口座等に係る資料情報制度はなし。	○ 利子、配当、収益分配、有価証券の譲渡、給与、年金、各種サービスの対価の支払、使用料、割引債の発行、不動産売買、家賃等について内国歳入庁(IRS)への支払調書の提出義務。預金の預入・払出を含む1万ドル超の現金取引についてIRSへの報告義務。 ⇒ フローの資金の流れに対し網羅的な調書制度が整備 ○ 海外銀行口座等の報告義務 cf. これらの調書には納税者番号が記載されており、各人別に納税申告書とマッチング。
年間法定資料提出件数	約 8,700 万件(平成 12 年)	約 13. 4 億件(2000 年度)
質 問 検 査 権	○ 調書について必要があるときは、納税義務者、源泉徴収票等の提出義務者及び取引関係者(所得税)、法人及び取引関係者(法人税)に対し、質問、帳簿書類等の検査をすることができる(所得税法 234 条、法人税法 153～156 条)等。	○ <u>IRS の調査官には、帳簿書類等の検査権限、宣誓の下での証言聴取権限、サモンズ(行政召喚状。納税義務者を特定しないサモンズ、具体的な不正申告等を想定しないサモンズ、研究・統計資料作成のためのサモンズ等)の発布権限がある。</u> ○ サモンズに従わない場合には裁判所による強制執行や身柄拘束令状の発布を求めることができる。 ○ 第三者記録保持者(銀行等)に対するサモンズ。
立 証 責 任	課税庁側	納税者側

主要国の所得税の課税方式と立証責任の所在（未定稿）

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
税額確定の方式	申告納税方式	申告納税方式	申告納税方式又は賦課課税方式の選択制	賦課課税方式	賦課課税方式
立証責任	一般的に <u>税務当局</u> にある。	一般的に、行政庁の処分については、正当性の推定（Presumption of Correctness）が判例で確立しており、税については、立証責任（Burden of proof）は <u>納税者</u> にあるとされている。	一般的に <u>納税者</u> にある。	一般的に、納税者の収入については、 <u>税務当局に、経費や税務上の特典については、納税者に立証責任がある。</u>	一般的に <u>税務当局</u> にある。

（注）アメリカについては、1998年IRS改革法により、納税者が内国歳入庁（IRS）の税務調査（資料提出等）に十分な協力を行うこと等一定の条件を満たしている場合に限り、事実認定に関する立証責任が納税者から税務当局に移ることとなった。